

小千谷市立東山小学校いじめ防止基本方針（令和7年度）

はじめに

この小千谷市立東山小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために制定するものである。

【いじめの定義】（法の第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

【いじめ類似行為の定義】（法の第2条2項）

「いじめの類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」である。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。（新潟県いじめ基本方針）

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、すべての児童生徒に関する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめ未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめ防止に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ問題等対策委員会」を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関連機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

(1) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、当該児童の担任、養護教諭

※必要に応じて

スクールカウンセラー、市相談員、主任児童委員、市教委担当管理主事 等

(2) 役割内容

- ・ 学校基本方針に基づく、未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・ いじめの早期発見、迅速かつ適切な対応のための相談・通報の窓口とする。
- ・ 児童のいじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、当該児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。
- ・ 児童や保護者・地域への意識啓発と情報発信等を行う。
- ・ 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画を実施する。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ未然防止のための取組

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重しあう人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校内外を問わずいじめを未然に防止することに努める。

① いじめについての共通理解

- ・ いじめの定義の理解を深める
- ・ 「いじめは決して許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。

② 道徳教育や人権教育・同和教育の充実

- ・ 思いやりをもち、自己や他者、社会にとってよりよい判断ができるように、「考え、議論する道徳」を推進する。
- ・ 差別を許さず、自他を大切に行動できるように、「生きる」を活用する等同和教育を中核にした人権教育の充実を図る。

③ 特別活動の充実

- ・ 他者への理解を深め、合意形成を図ることができるように、学級活動や児童会活動での話し合い活動を大切にする等、児童主体の活動の充実を図る。

(2) 早期発見のための取組

いじめは、目の付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、些細な兆候であっても、いじめではないかと危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

① 定期的なアンケートの実施

② 教育相談の充実

- ③ 相談、連絡窓口の設置と周知
- ④ 日頃からの児童の些細な変化、兆候への気付きと的確な関わり
- ⑤ 職員間での情報共有（週1回実施）
- ⑥ 保護者、地域からの情報の収集

※②、③、④については、スクールカウンセラーとも連携を図る。

（3）いじめへの対処

いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応し、いじめを受けた児童やいじめの疑いを知らせてきた児童を徹底して守り通すとともに、いじめを行った児童には毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた児童やいじめの疑いを発見した児童の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、「いじめ問題等対策委員会」等で情報共有する。
- ・ 管理職が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめのおそれがある場合は、警察署に相談は又は通報する。

② 児童及びその保護者への対応

- ・ 児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等プライバシーには十分に留意する。
- ・ 事実確認のための聴き取りにより判明した情報は、速やかに保護者に伝える。
- ・ 児童にとって信頼できる教職員、家族と連携して支える。
- ・ 謝罪や事故の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。
- ・ いじめが起きた集団に対しては、学級指導を行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

③ ネット上のいじめへの対応

- ・ 不適切な書き込みについては、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・ 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

④ いじめの解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること（少なくとも 3 か月）2 いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと |
|--|

（４） 保護者・地域との連携及び意識啓発等

「いじめ見逃しをゼロにすること」、「いじめ防止の気運を高めること」という 2 点のために保護者や地域との連携が重要であり、次の取組を行う。

- ① 基本方針の児童及び保護者への丁寧な説明及びプリントの配布
- ② いじめ防止に係る取組の学校だよりへの掲載

（５） 関係機関との連携

- ① スクールカウンセラーの活用
 - ・ 教育相談、カウンセリングの実施
- ② 中学校区幼保小中の連携強化
 - ・ 「東の子どもを語る会」の実施、情報交換
 - ・ 小中合同での「いじめ見逃しゼロスクール集会」の実施
- ③ 地域の民生児童委員等との情報交換
 - ・ 民生児童委員の学校訪問、授業参観を実施
- ④ 小千谷警察署、小千谷青少年育成センター、社会福祉協議会等との連携
 - ・ 学校警察等連絡協議会での情報交換
- ⑤ スクールロイヤーの活用
 - ・ 教職員研修の実施
 - ・ 問題解決に向けた法相談

4 重大事態への対処

学校または学校設置者（教育委員会）に「調査委員会」を設置する重大事態とは、

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

（相当の期間については、年間 30 日を目安としているが、一定期間連続して欠席しているような場合も含む）

※ また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じた申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態があったとして報告・調査にあたる。

市教委にいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまると認定された場合は、公平中立な調査組織を事案の程度によって学校又は市教委に設置し、該当いじめに関する調査を行う。

いじめが発生した場合の対応の流れ

直接目撃した

(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

通報・相談を受けた

(本人、他の児童生徒、保護者などから)

その場で制止・指導

軽視・見て見ぬふりをしない

真摯に傾聴

軽視・後回しにしない

いじめ問題等対策委員会へ、事実を迅速かつ正確に報告

校長・教頭・生活指導主任・当該児童担任・養護教諭

情報の共有

↓
対応策の検討・協議・決定

↓
関係児童に関する情報収集

↓
関係児童への事情聴取

↓
いじめの有無の確認

↓
いじめの認知・判断

重大事態

- ◇病院搬送等の億級処置
- ◇教育委員会への一報
- ◇警察・法務局等への相談通報
- ◇緊急アンケートの実施
(生活指導主任)

ネット

- ◇教育委員会への一報
- ◇委託業者へ相談

- ◆被害・加害児童の保護者への連絡・家庭訪問
- ◆被害児童の安全確保・心のケア
- ◆加配児童への指導・心のケア等の措置
- ◆観衆・傍観者への指導
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定
- ◆客観的な事実（聴き取り内容等）を、時系列で正確に記録

一定の解消

→ 継続指導・経過観察

→ 再発防止・未然防止の取組